

鶴ヶ島市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、街頭防犯カメラを設置する地域団体に対し、予算の範囲内において鶴ヶ島市街頭防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 犯罪の防止を目的として特定の場所を継続的に撮影するために屋外に設置するカメラで、撮影した映像を記録する装置を備えたものをいう。
- (2) 自治会 鶴ヶ島市自治会等補助金交付要綱（平成12年告示第202号）第1条第1項に規定する自治会等であって、その代表者が鶴ヶ島市コミュニティ協議会の会員となっている団体をいう。
- (3) 商店会 鶴ヶ島市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成2年告示第46号）第2条第1号に規定する商店会をいう。
- (4) 地域団体 自治会及び商店会をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域団体が街頭防犯カメラを購入又は設置する事業とし、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 街頭防犯カメラの設置について、補助金の交付対象となる地域団体（以下「補助対象団体」という。）における総会、役員会等の議決等による合意があること。
- (2) 鶴ヶ島市防犯カメラの設置及び運用に関する基本方針に基づき、街頭防犯カメラの設置及び運用に関する規程を策定し、当該規程を遵守すること。
- (3) 街頭防犯カメラの設置に当たり、設置場所の所有者の承諾、管理者の許可その他必要となる手続きを行うこと。
- (4) 撮影範囲の概ね2分の1以上が公共の場となるように設置すること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。ただし、ポイント又はクーポンにより支払った額に相当する額については、補助対象経費から除くものとする。

(事前申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「事前申請者」という。）は、様式第1号の鶴ヶ島市街頭防犯カメラ設置補助金事前申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 街頭防犯カメラの設置場所及び撮影範囲が分かる書類
- (2) 補助対象団体の合意を得たことが分かる書類
- (3) 街頭防犯カメラの設置及び運用に関する規程
- (4) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (5) 街頭防犯カメラの仕様が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適合するかどうかを決定し、その旨を事前申請者に通知するものとする。

(補助金の申請)

第6条 前条第2項の規定により適合している旨の通知を受けた者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第2号の鶴ヶ島市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 設置場所の所有者の承諾、管理者の許可その他必要となる手続きを完了したことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、可否を決

定し、様式第3号の鶴ヶ島市街頭防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し、返還）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は既に決定した補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができ
る。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 他の用途に使用したことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の処分をしたときは、補助金を受けようとする者又は補助金を受けた者に対し、理由を付して文書により通知するものとする。

（書類の整備等）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の末日から5年を経過する日まで保管しておかなければならない。

（処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた街頭防犯カメラを、市長の承認を得ず、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保に供してはならない。ただし、当該交付の決定の日から5年を経過する日までの期間を経過した場合は、この限りではない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
1 街頭防犯カメラ及び撮影した映像を記録する装置の購入及び設置に要する経費	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	1 団体につき年度 4 0 0, 0 0 0 円 かつ街頭防犯カメラ 1 台につき 2 0 0, 0 0 0 円を限度とする。
2 街頭防犯カメラの設置を明示するための看板の購入及び設置に要する経費		
3 その他市長が必要と認める経費		